

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ プロモーションゾーン利用要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ（東京都港区新橋1丁目11番7号新橋センタープレイスビル内（以下「アンテナショップ」という。））に設置するプロモーションゾーンの利用について必要な事項を定め、当該ゾーンの利用を促進して鳥取県及び岡山県の物産、観光等の振興を図ることを目的とする。

(利用範囲)

第2条 プロモーションゾーンは、アンテナショップ1階の別図に示す区域とする。

2 プロモーションゾーンを利用する場合、作業場（2階炊事場等）も併せて利用することができるものとする。ただし、当該利用に際して必要となる設備は、原則として、第5条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が用意するものとする。

3 利用可能な時間は、原則として、午前10時から午後6時まで（準備、後片付けの時間は除く。）とする。また、1回の利用期間は、原則として7日以内とする。

(利用目的)

第3条 プロモーションゾーンは、次に掲げる催事を開催するために利用するものとする。

(1) 鳥取県若しくは岡山県において製造・加工された商品又は両県内において生産された農林水産物を主たる原材料として県外において製造・加工された商品（食品、民芸品等）を販売するもの（以下「物産販売」という。）。)

(2) 鳥取県又は岡山県の観光地等をPRするなど物産販売を伴わないもの（以下「観光・物産PR」という。）。)

(3) 鳥取県内又は岡山県内の学校等の体験学習として利用するもの（以下「体験学習」という。）。)

(4) その他、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの（以下「会長が認めるもの」という。）。)

(利用の禁止)

第4条 会長は、前条に規定する利用目的であっても、次に掲げる者に対してはプロモーションゾーンの利用を禁止するものとする。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54条。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団をいう。)

(3) 暴力団関係者（条例第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)

(利用手続き)

第5条 プロモーションゾーンを利用しようとする者は、あらかじめ電話等により空き状況を確認し、仮申込みを行った上で、原則、利用日の前月20日までに、次の表の左欄に掲げる区分に応じて必要な書類を会長に提出し、様式第2号の利用決定通知書により、その承認を得なければならない。

ただし、仮申込みの状況等によっては、必要に応じて利用日数等を協議会事務局で調整する場合がある。

区分	申込時提出書類
(1) 鳥取県、岡山県及び両県内の市町村、経済団体、農林水産業団体若しくは観光団体が主催又は共催する催事の場合	様式第1号-1 様式第1号-2（物産販売等のある場合のみ）
(2) 前号以外の催事の場合	様式第1号-1 様式第1号-2（物産販売等のある場合のみ）

	別紙（暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書）
--	---------------------------------

2 前項の仮申込みの受付開始時期は、次の表のとおりとする。

受付開始時期	利用できる催事
利用日の属する年度の前年度初日から	前項の表の左欄（１）に掲げる催事
利用日の６ヶ月前から	前項の表の左欄（２）に掲げる催事

3 利用者は、前項の承認を得た後に利用の変更又は取消しをするときは、様式第４号の依頼書を会長に提出し、指示を受けなければならない。

4 利用者は、プロモーションゾーンの利用後速やかに、様式第３号の報告書を会長に提出しなければならない。

（利用料）

第６条 プロモーションゾーンの利用に当たっては、利用者は、別表に掲げる利用料をアンテナショップの物販店舗の運営事業者（以下「運営事業者」という。）に支払わなくてはならない。ただし、次に定める催事については無料とする。

- (1) 鳥取県若しくは岡山県が主催又は共催する催事
- (2) 観光・物産PR
- (3) 体験学習（物産販売を含む）
- (4) その他、上記（１）～（３）に準ずる催事として、会長が特別に認めるもの

（利用上の注意事項）

第７条 プロモーションゾーンの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 催事の準備及び運営は、利用者の責任及び負担により行うこと。また、催事に関する問い合わせや苦情等に対しては、信義に従い誠実に対応すること。
- (2) アンテナショップ物販店舗の一部を利用することとなるため、運営事業者の営業の妨げにならないよう注意すること。
- (3) 会長が承認した利用目的及び利用方法以外では利用しないこと。
- (4) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) プロモーションゾーン及びその附属設備を毀損し、又は汚損しないこと。
- (6) 喫煙、過度の飲酒、その他他者に迷惑をかけるおそれのある行為又は公の秩序を乱し、若しくは善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (7) 利用後は、必要に応じて片付け、清掃を行い、利用に伴って発生した廃棄物は適正に処理し、利用前の状態に復した上で、協議会の事務局職員（以下「事務局職員」という。）の確認を受け、その指示に従うこと。
- (8) 食材・食品を販売・提供する場合の衛生管理については、運営事業者及び事務局職員の指示に従うこと。
- (9) その他プロモーションゾーンの適正な利用・管理を図るため、事務局職員の指示に従うこと。

（利用停止）

第８条 会長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、プロモーションゾーンの利用の承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。この場合においても、利用者は第６条に定めるところにより利用料を負担するものとし、当該停止により利用者又は第三者に損害が生じたときも、それについて鳥取県、岡山県及び協議会は一切の責任を負わない。

- (1) 虚偽又は事実と異なる内容の申込みにより、第５条第１項の承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく、利用日に利用料を支払っていないことが判明したとき。
- (3) 前条各号に掲げる事項を遵守しないとき。

（賠償責任）

第9条 利用者は、プロモーションゾーンの利用に当たり、その施設設備を毀損し、又は汚損したとき、その他鳥取県、岡山県、運営事業者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 その他プロモーションゾーンの利用に関し必要な事項は、会長又は鳥取県若しくは岡山県が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月26日から施行する。

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年3月17日から施行する。

この要領は、令和6年4月22日から施行する。

別表

販売方法	利用料
利用者が直接販売する場合	1日当たり 2,000円
運営事業者の店舗レジを利用して販売する場合	期間中の売上額に応じて運営事業者と協議した額（売上額の一定割合（15～20%）とし、商品群ごとに個別協議）